

令和7年度那覇軍港地権者等合意形成活動支援業務仕様書

業務名：令和7年度那覇軍港地権者等合意形成活動支援業務

履行箇所：那覇市役所本庁舎(那覇市泉崎1丁目1番1号)

履行期間：契約締結の翌日から令和8年2月27日

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、本市（以下「甲」という。）が実施する「令和7年度那覇軍港地権者等合意形成活動支援業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2条（業務の目的）

那覇軍港（那覇港湾施設）は、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」で、返還条件が満たされ、返還のための必要な手続きの完了後、2028年度又はその後返還が可能と返還時期が明示されており、返還後の跡地利用に向けた取組を着実に実施するとともに、地権者との合意形成活動を着実に進めていく必要がある。

本市は、地権者の大多数を占める那覇軍用地等地主会と共同による跡地利用計画づくりに取り組んでおり、平成18年度に那覇軍港跡地のまちづくりの進め方を3段階にまとめた「合意形成活動全体計画」（以下、「全体計画」という。）を策定（平成24年度改定）、また、全体計画の第2段階に当たる跡地利用計画づくりの進め方をまとめた「那覇軍港跡地利用計画策定手順書」（以下、「手順書」という。）を平成28年度に作成し、地主会との合意形成活動を継続して実施している。

令和7年度は、これまで行ってきた地権者等との合意形成活動を中断することなく継続するとともに、今後の地権者等との合意形成など跡地利用を円滑に進めるための資料として活用するため、地権者台帳を作成する。

第3条（業務範囲）

本業務の対象区域は、那覇港湾施設（約55.9ha）とする。

第4条（着手届等）

受託者（以下「乙」という。）は、本業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を「甲」に提出し、承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 作業計画書、工程表及び実施概要 | (4) 業務完了通知書 |
| (2) 着手届 | (5) 業務成果引渡書 |
| (3) 管理技術者等通知書 | (6) その他必要なもの |

第5条（損害賠償）

「乙」は、業務遂行中に生じた事故等に対して一切の責任を負い、内容、状況を報告し「甲」の指示に従うものとする。

第6条（疑 義）

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、「甲」と「乙」とが協議の上、「甲」の指示に従うものとする。

第7条（資料の貸与）

「甲」は、業務を実施するために必要な図書等を受託者に貸与するものとする。

「乙」は、業務完了後、速やかに貸与された図書等を返還しなければならない。

尚、貸与された図書等の破損、紛失等の場合は、「乙」が責任を負うものとする。

第8条（報告義務）

「甲」は、「乙」に業務の進捗状況について説明、報告を求めることができる。

第9条（秘密の保持）

「乙」は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、これを第三者に漏えいしてはならない。

又、「甲」の承認を受けずに、成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。

第10条（検査）

「乙」は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、「乙」が立ち会いの上、完了検査により委託料の額を確定する。

又、「甲」から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正をしなければならない。

第11条（瑕疵）

「乙」は、業務完了後に発見された成果品の瑕疵を「乙」の負担において補修するものとする。

第12条（成果品の帰属）

本業務の成果品は、すべて「甲」の管理及び帰属とし、「乙」は第三者に公表または貸与してはならない。

第13条（納期）

本業務の納期及び納品場所は下記のとおりとする。

(1) 納期 令和8年2月27日

(2) 納入場所 那覇市まちなみ共創部 技術総務課 那覇軍港跡地利用推進室

第14条（暴力団員等による不当介入の排除対策）

(1) 「乙」は、当該業務を行うに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

(2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(4) 排除工作を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査員と工程に関する協議を行うこと。

第15条（個人情報の取扱い）

(1) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人

情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 受注者は、発注者から引き渡され、又は自ら作成若しくは取得した個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

第 2 章 業 務 内 容

第 16 条（実施要件、留意事項）

業務実施にあたっては、全体計画及び手順書を十分に理解したうえで、次条に記載された業務内容について、より精度の高い情報の提供、助言及び提言が可能となるよう、跡地利用の推進に関連する県内の情報収集はもとより、国の動向や全国事例について最新の情報収集に努め、情報提供できる体制が構築されていなければならない。

次に、これまで実施してきた調査の成果を熟知し、継続性が失われないよう業務を推進しなければならない。また、今後の跡地利用計画策定及び関係地権者等との合意形成を図る目的を達成できるよう、報告書や資料等の成果品については、平易な文章表現を心がけ、読みやすい内容となるよう工夫しなければならない。

以上を本業務の実施要件とし、十分留意して業務を行うものとする。

第 17 条（業務内容）

業務内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備

これまでの活動の継続性が失われないよう整合性を図りつつ、業務の実施に向けた業務フローや、地権者等との合意形成活動の取組についての実施概要等を整理して取りまとめる。

- ①作業計画書作成
- ②全体スケジュール（工程表）作成
- ③各取組内容等作成

(2) 地権者等合意形成活動の取組

①地主会との勉強会開催支援

■実施回数：2回

■対象者：地主会理事会ワーキンググループメンバー 6名

■実施事項：資料印刷、運営等（進行補助、記録取りまとめ）を行う。

②次世代の会の定例会の開催

■実施回数：4回（うち、県内視察1回）

■対象者：次世代の会メンバー 10名

■実施事項：開催の連絡調整、資料作成・印刷、運営等（進行補助、記録取りまとめ）を行う。

③地主会理事会と次世代の会の合同意見交換会の開催

■実施回数：1回

■対象者：地主会理事、次世代の会 30名

■実施事項：開催の連絡調整、開催案内の作成・郵送配布、資料の作成・印刷、運営等（進行補助、記録取りまとめ）を行う。

④情報誌（がじゃんびら通信）の発行

■実施回数：2回

■対象者：地権者・関係者 1回当たり1,210部

■実施事項：原稿作成、印刷（宛名・封筒含む）、郵送配布を行う。

(3) 那覇軍港内地権者台帳作成業務

■実施事項：①那覇軍港内の地権者について土地登記簿を調査し、データ化した地権者台帳を作成する。

②区域図（土地所有者確認図）の作成

■筆数：1,700筆（※平成20年度那覇軍港情報共有化等検討調査を参考）

(4) 協議調整

業務実施上、必要に応じて協議・打合せを行うものとする。

(5) 成果品取りまとめ

前述までの業務内容について、実施結果を報告書として取りまとめを行う。

第18条（納入成果品）

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 地権者台帳、報告書、情報誌「がじゃんびら通信」電子データ 一式

(2) 報告書概要版電子データ 一式